

三郷 議会だより

Sango

第261号

令和7年5月1日発行

編集 奈良県生駒郡 三郷町議会／広報編集委員会・議会事務局
電話 (0745) 73-2101 (内線 293) 直通 (0745) 43-7371



三郷中学校生徒会・三郷町議会・三郷町 ディスカッション ～ ZAKKUBARAN ～

主な内容

去る2月12日(水)に
ディスカッションを開催しました。
詳しくはP.9をご覧ください。

- ◆ 主な議案の内容 …………… 2
- ◆ 常任委員会の主な報告 …………… 3
- ◆ 一般質問 …………… 4～8
- ◆ 採択された意見書 …………… 9
- ◆ 審議結果 …………… 10

毎月11日は『人権を確かめあう日』です。

令和7年 第1回(3月)定例会

令和7年3月6日～17日まで、令和7年第1回定例会が開催され、同意案件1件、諮問案件2件、議案28件を議決しました。また、議員提案の発議については、5件が可決され、1件が取り下げられました。

主な議案の経緯

令和7年 第1回(3月)定例会

発議第6号

「三郷町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正について」
〈取り下げ〉

〈本案についての経緯〉

令和6年第4回(12月)定例会の総務建設常任委員会において、当該委員会の辰己委員(議長)より「職員の失職の特例」に係る条例が多くの市町村で設けられていることから、本町における職員の免職事由の特例を当該条例に追加することに対する町の考えについて質問がありました。

この質問に対する町の答弁は、「多くの市町村で制定されている条例は、過失もしくは施設管理やイベント運営上の瑕疵などの『不可抗力が認められる罪状』に対して禁錮刑以上の判決が確定した場合に、自動失職するのではなく、状況を考慮して当該職員の処分について検討することができるようにするための特例である。しかしながら、昨年に様々な事件があった本町の現状に鑑みると、現時点で優先すべきは住民の皆様の信頼回復であることから、本町において失職特例を制定する時期は考慮されるべきである。また、条例の内容について、過失だけでなくすべての故意犯罪が対象になり得るものとするのは、住民の皆様の理解が得られるのか疑問であり、今、この時期に制定するべきではない」といった内容でした。

辰己議長の発案の発議第6号は、令和7年第1回(3月)定例会の最終日に提出されましたが、議案提案権は議長に認められていないことから、同議案に賛成の意思を表明した議員(南田議員・先山議員・南議員・奥山議員・伊藤議員)の中から南田議員が提案者となりました。また、提案の主な理由については、「すべての職員が安心して職務を遂行できるよう、情状酌量できるケースについては、その身分を最低限守ることを可能とするもの」として本議案が提案されましたが、その内容は、失職の例外として「任命権者は、法第16条第1号に該当するに至った職員のうち、その罪が刑の執行を猶予された者については、法第28条第4項の規定に基づき、特に情状を考慮する必要があると認めるときに限り、その職を失わないものとする事ができる。」とされており、上程当日の全員協議会において、失職の例外の対象となる罪状が過失等に限ったものではないこと及びその制定時期も含め、同案に反対する意見(神崎議員・吉村議員・高田議員・澤議員)があり、様々な議論がなされた結果、更なる議論を要するべきものとして、本案は取り下げられました。

令和7年 第1回(3月)定例会

議案第39号

「三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の廃止について」
〈賛成多数で可決〉

〈本案についての経緯〉

本件の経緯につきましては、現在、指定管理運営を行っている「三郷町信貴の湯温泉施設」の利用料上限額を増額する条例改正議案が令和6年第4回(12月)定例会において提出されましたが、この時点で既に当該施設において利用料金が、条例で規定されている上限額を超えた額に引き上げられていたことから、条例違反は看過できないものとして、全会一致で否決されました。

この後の令和7年第1回(3月)定例会において、地域振興及び地方創生の観点から、施設を無償譲渡することにより、現在の指定管理施設という枠の中ではなく、運営事業者の創意工夫で自由に営業できるよう、本条例を廃止する条例案(議案第39号)が提出されました。本施設については、国の交付金を活用し整備を行ったことから、施設の無償譲渡を行うためには国の承認が必要となり国に打診したところ、その内諾を得ることができたとの報告があったこと及びその経営状況等を踏まえ、慎重に審査を行った結果、一部反対意見もありましたが、本条例の廃止に係る条例議案を賛成多数で可決しました。

令和7年 第2回(3月)臨時会(3月31日開会)

議案第40号

「三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の廃止について」
〈賛成多数で可決〉

第1回定例会の閉会后、国から「今回申請のあった財産処分は承認できない」との連絡があったことから、急遽、3月31日に臨時会が招集され、当該施設を町施設として管理運営を継続するために、第1回定例会において廃止した条例を廃止する条例議案(議案第40号)が提出されました。これについて、議会において再度、慎重に審議した結果、一部反対意見がありましたが、当該施設の指定管理継続にあたり、指定管理者の条例遵守と町の指導の徹底を条件として賛成多数で可決されました。



常任委員会の 主な報告

議案第15号

令和7年度三郷町一般会計予算
【予算総額 109億3,000万円（前年度比2億1,300万円増）】

Q 三郷小学校の水泳授業のためのウォーターパークにおけるプール借り上げ料が、前年度予算に比して2倍近くになっているのなぜか。

A 三郷小学校のプールは老朽化が著しく、維持費用に膨大な費用がかかるため、令和6年度よりウォーターパークの屋外プールを借りて水泳授業を行っています。道路の歩道から授業の様子が見えてしまふといったことが問題となりました。学校の教員と共に屋内プールの利用なども検討しましたが、プールの大きさやプールサイドでの児童の待機場所に十分なスペースが確保できず、屋外の流水プールならば、外部からも見えないことに加え、大きさも十分で、直線部分も利用できるため、流水プールを水泳授業に活用

することに決定しました。しかしながら、流水プールは使用する水量も多く、また、水量に応じた相当量の薬品も必要であり、ろ過機も大きなものを使用していることから、電気代もかかるなど、利用にあたって相応の経費がかかることから、予算額を増額しています。

議案第22号

三郷町コンプライアンス条例の
制定について

Q コンプライアンス条例の制定については、町民・議員・事業者・各種団体などに丁寧に知らせなければならぬと考えるが、どのように周知するのか。

A この条例は官製談合を防止し、職員が公平公正な職務を遂行していくための指針となるものであるとともに、町民の皆様や各種関係者の方など、様々な方々に「不当要求を禁止する」などの責務を盛り込んだ条例であるため、しっかり周知していくことは非常に重要であると考えています。条例制定についてはホームページなどを活用した周知に併せて、クラウドPBXを活用した通話録音機能や庁舎内における防犯

カメラの設置なども実施し、その対応策についても周知していかねばならないと考えています。周知方法につきましては、様々な方法がありますが、あらゆる媒体を活用し、理解していただけるようにしていきます。

町からの報告

〔近鉄跨線橋（勢野東）補修工事の進捗状況について〕

材料の手配等に時間を要したため、工事が遅れておりましたが、ようやく2月3日から再開しております。再開後は順調に作業を進めており、工事遅延の最大の要因となっておりましたデッキプレートの取替えも3月末までにすべて完了し、4月以降は塗装の塗り替えや橋面防水などの作業を実施する予定です。工事契約期間は、9月末までですが、1日も早い完成に向けて進めてまいりますので、住民の皆様には大変ご迷惑をおかけしておりますが、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

〔シェアサイクル事業の施行実施について〕

「シェアサイクル」とは、一定のエリア内に設置される複数のサイクルステーションにおいて、有料で自転車を自由に貸出や返却することができる交通手段で、レンタサイクルとは異なり、設置されたサイクルステーションであればどこでも返却できるのが大きな特徴です。今回、このシェアサイクルを生駒郡4町が合同で令和7年4月から3年間、試行的に導入します。本町におきましては4月からオープンする「奈良おもちゃ美術館」及び今後整備予定の「日本遺産ビクターセンター」、また、町内の各駅や信貴山エリアの観光向け二次交通の整備を目的として導入するものです。

現在、磯城郡3町、北葛城郡4町ですでに導入されており、広域でのステーションを利用可能とすることにより、利便性の向上が図れるものと考えています。



よりそい支えるための孤独・孤立・ひきこもり支援について



高田 好子



一人暮らし世帯の増加や地域社会のつながりの希薄化により、孤独・孤立の問題は一層深刻化している。孤独・孤立対策を実施していく上での支援の取組みは。また、ひきこもりについての実態把握や相談窓口はどこに設置されているか。

その他の質問

- ・防災・減災対策について
- ・町民の命と暮らしを守るインフラの整備について



孤独・孤立支援については、子ども・障がい者・高齢者といった、様々な属性や背景により複雑化している課題であり、その要因は多種多様で、対応が困難な課題も多く、様々な分野の連携が何よりも重要であることから、

全庁横断的に支援する重層的支援体制整備事業を令和4年度より実施しています。また、ひきこもりへの支援体制についても、若年層、高齢層や障がいのある方が関わるケースなど様々な属性があり、重層的支援体制整備事業による支援対象と捉えています。ひきこもり相談については、社会福祉協議会に設置している「福祉の総合相談窓口」でご相談いただくことも可能です。ひきこもりの問題は表面化しにくく、実態把握は困難な状況ですが、積極的に関わることで実態把握に努め、それぞれが持つ個性を互いに尊重しながら共生できるまちを目指してまいります。

誰もが読書を諦めないSDGs読書プロジェクト「オーディオブック」導入を



澤 美穂



障害者差別解消法及び読書バリアフリー法の成立を受け、病気や障がい、加齢による老眼、仕事や家事・育児で本を読む時間が取れない方や子どもにも学びと読書の機会を広げるため、「耳で聴く本」オーディオブックの導入を。

その他の質問

- ・ふるさと納税の寄付の使い道の細分化、体験型返礼品の導入を。
- ・ユニバーサルスポーツ「ポッチャ」「モルック」の大会を三郷町で。



令和元年6月に読書バリアフリー法が成立して以来、

本町の図書館では、大活字図書を購入、拡大読書器の設置、貸し出し郵送サービス、そして電子図書サービスなどを開始し、利用者の利便性を図るとともに、全ての人に質の高い読書環境を提供するというSDGsの理念に基づいた運営を行うことで、全ての人に優しい図書館を目指しております。ご質問のSDGs読書プロジェクトとは、オーディオブックを通じて、学びと読書の機会を提供する取り組みを行うとともに、障害者差別解消法及び読書バリアフリー法の理念の実現を目指すものでございます。つきましては、誰もが読書を諦めなくても良い社会実現のためにも、令和7年度に計上しております電子図書予算の一部を活用し、三郷図書館のサイト上でも利用できるオーディオブックを準備してまいります。



火災発生時に役立つ水利把握アプリの活用と水利の見える化について



奥山 一臣



火災発生時に地域の消防団や消防職員、地域の住民が迷うことなく消火活動に取りかけられるように水利把握アプリを利用出来ないか？また、電柱を利用し、ホースや消火栓の位置の見える化を検討出来ないか。

その他の質問

・ユニバーサルデザインを活かした町づくり



先般、町内で発生した住宅火災では、近隣住民の方や

消防関係者の迅速な初期消火により、隣接家屋への類焼は免れました。火災発生時に、いち早く水利を確保し一秒でも早い初期消火は、住民の生命、財産を守る為にも何よりも重要となります。しかしながら、町として火災発生時に住民の皆様にお願したいのは、消火器による初期消火程度と考えており、消火栓にホースを接続して消火する活動は、水圧による事故や類焼による二次災害の危険性があることから、町としては推奨していません。このことから、ご質問の水利把握アプリの導入については考えていませんが、日頃の訓練や水利を地図に落とすことで災害時に備えておられる自主防災組織もあり、地域防災力向上の観点から、そのような活動の支援や周知啓発に努めて参りたいと考えています。なお、電柱を利用した格納箱や水利の見える化の実施は現在困難だと考えます。

部活動の段階的地域移行について



木口屋 修三



スポーツ庁から休日部活動を地域移行する方針が出され、県知事は令和8年度より休日の教員の指導を廃止すると発表した。地域移行には、受け皿団体や保護者等の理解、また教員の関わり方の検討が必要だと思うが、本町の取組みは。



中学校部活動は、生徒が自主的に参加し、教育の一環

として教師の献身的な支えのもとスポーツ・文化芸術振興を担ってきました。また、良好な人間関係の構築や学習意欲の向上、責任感、連帯感等を養う場として教育的意義を有してきたところですが、少子化が進展し、教員の働き方改革が進む中、部活動を従来の体制で運営することは困難になってきています。知事定例会見で「教員負担軽減」の取組みとして部活動を令和8年度から休日の教員による指導廃止をするとの発表がありました。これを受けて、本町も令和8年度から部活動の休日指導廃止を進めるため、学校、関係団体との協議を重ね、令和7年度は一部の部活動を対象に業務委託を試験的に実施し、本格実施に向けて検証します。主役である生徒が楽しく活動でき、教員・保護者の負担とならないよう、問題解決に向けて地域移行を進めます。

各議員の質問を動画で視聴できます。

氏名横のQRコードからぜひご覧ください。

定期予防接種の記録の保管について



吉村 今日子



H P Vワクチンの過剰摂取が新聞報道された。「記録が保存期間を終え、消えていた」「本人の勘違い等」が原因とされるが、本町の予防接種記録の保管はどうなっているか。また接種歴が分からない場合、町で確認できるか。

その他の質問

・放課後児童クラブの安全計画について



予防接種法では、定期予防接種を行ったときは、予防接種に関する記録を作成し5年間保存しなければならぬと規定されています。本町でも予防接種を行ったときから5年間は接種台帳をデータ化により保存し適正に管理しています。また、5年経過後は、接種記録を廃棄する自治体もあり、市町村の裁量に委ねられています。本町では、5年後以降も引き続き、半永久的に接種記録を保存しているのが現状であります。ご高齢の方など、前回いつ定期接種のワクチンを打ったのか思い出せない場合、本町では基本、電話等により情報を提供していませんが、なりすましや個人情報保護の観点から、その際には、ご本人のお名前、ご住所、生年月日等の確認をさせていただき、確認が取れた場合に限りさせていただきます。



不正を許さない組織風土の醸成を



神崎 静代



「信貴の湯」の件は、12月議会で全会一致で否決されたにもかかわらず値上げしたままである。業者の不当要求に対してきっぱりと対応しなければ、不正を許さない組織風土の醸成はできないのではないかと懸念されている。

その他の質問

・タブレットを活用した相談窓口の設置を早く



昨年5月に設置した「三郷町官製談合再発防止対策検討委員会」において策定した「官製談合官製談合再発防止改革方針」の趣旨は、職員のコンプライアンスを徹底するとともに、入札・契約制度、組織改革、執務環境の整備を同時に行うことで、「不正を行わない」「不正を許さない」組織風土の醸成と、物理的に「不正が起きにくい」「起こさせない」環境づくりを進めることを定めています。「信貴の湯」の件については、議会から大変厳しい指摘を受けたことは重大であり、町として真摯かつ厳粛に受け止め、事業者と協議を行った結果を追加議案として上程いたしました。また、併せて、先の改革方針に基づき、コンプライアンス条例の制定を上程したところです。今後は、これらを指針として、組織風土の醸成や意識向上を図るとともに、不当要求行為に対しても、組織として毅然と対応していきたいと考えています。

带状疱疹(ヘルペス)ワクチン 助成について



先山 哲子



带状疱疹は、免疫低下やストレスにより何度も発症し、重症化や後遺症で苦しむ人も多い。厚労省は、令和7年4月より公費一部負担による「定期接種化」を決定したが、生ワクチンと不活性化ワクチンの町の助成は？

その他の質問

- 「学校図書司書の充実を」

A

対象者は65歳以上(65歳を超える方については5年ごとの節目の年齢が対象。また、令和7年度に限り、100歳以上は、全員対象)です。なお、町の助成は、「生ワクチン」は、1回接種(5年間免疫)で、接種費用8,750円の内、自己負担額は4,000円です。また、「不活性化ワクチン(組み換えワクチン)」は2回接種(10年間免疫)で、1回当たり21,950円の内、自己負担額は1万円ですが、初回接種後2〜6か月で2回目の接種が必要となることから、自己負担額は、計2万円となります。なお、この負担額については、近隣の西和6町もほぼ同様の助成と聞いています。本年4月から対象者に定期接種化のお知らせを送付し、助成についても広く周知してまいります。

去る3月28日、先山哲子議員が逝去されました。謹んでご冥福をお祈り致します。

防災時協力井戸の設置について



南田 善紀



災害時のライフラインの確保が災害関連死の減少に不可欠であり、特に重要視されているのが生活用水です。災害時、生活用水に利用できる井戸を防災時協力井戸として設置し、希望する団体への助成などの検討をお願いします。

その他の質問

- 木谷町長が掲げた公約の進捗状況と今後の課題について

A

防災時協力井戸は、災害用井戸と呼ばれ、大規模災害により、広域的な断水が発生した場合、上水道が復旧するまでの間、生活用水の代替水源を確保するためのものです。個人や事業者など民間所有の井戸を災害用協力井戸として登録するものと、公共の災害用井戸として町が設置するものがあります。水源の確保は最も大切なライフラインの一つであり、災害用移動入浴、洗濯や排泄の処理等生活用水として活用することは、大変有用であると考えております。まずは、個人や事業者が所有する既存の井戸を生活用水の災害用井戸として活用できるよう、災害時協力井戸制度の創設に向けて検討したいと考えております。そのために町内に活用できる既存の井戸について調査しながら、協力井戸の登録について周知も兼ねて、協力の呼びかけを行い、町内の井戸の数や状況を把握したいと考えています。

ガス缶・スプレー缶のごみの出し方について



南 真紀



環境省から、住民によるガス缶・スプレー缶等の穴開けで起こる火災事故等多発のため、穴を開けず、中身を出し切ったものを自治体で回収することが望ましいとの事務連絡がある。事故防止のために、三郷町の今後の対応は。



議員ご指摘の通り、近年で収集する自治体もあるようです。環境省からは「穴開けをしない方向が望ましいと考える」との内容の文書が発出され、「技術的な助言であることを申し添える」とあります。助言に法的義務はなく、地方公共団体の裁量に委ねられるもので、全国の半数以上の市町村が現在も住民に対し、排出時の穴開けをお願いしている状況にあります。本町で令和2年11月に発生した収集車の火災は、穴を開けていないスプレー缶が原因で、危険かつ、収集車の修理等に多額の費用を要しました。缶に穴を開ける際には火気から離れ、ガスを使い切った状態で専用器具を使うなど、安全な状態で引き続き穴を開けてガス缶・スプレー缶の収集日に出していただきますようご理解とご協力をお願いいたします。穴開けができない方は直接清掃センターへお持ちください。

生徒が闇バイト等に関わらないための講習会開催について



辰己 圭一



最近、強盗や特殊詐欺などの事件が連日のように報道されており、特に20代の若者が事件に巻き込まれるケースが多い。生徒が闇バイト等の犯罪に関わることを未然に防止する講習会開催などの取組みをしてはどうか。



その他の質問

・闇バイト等から町民を守るための防犯カメラ設置について

中学生が闇バイト等に関与しないための講習会は、社会全体で取り組むべき非常に重要な課題であると認識しています。近年、SNSの普及に伴い、若者が「高額報酬」などという甘い誘惑に乗っかってしまい、犯罪に巻き込まれているのが現状です。また、犯罪グループは入手した個人情報をもとに、「自宅の住所は分かっている」など、様々な角度から脅迫し、犯罪行為に加担せざるを得ない状況に追い込まれてしまう危険性があることを生徒に指導すべきと考えております。今後は、闇バイトの危険性に関して、警察等の専門家を招いて、実際の体験談や法的な観点からの解説に加え、闇バイト防止動画を鑑賞するなど、生徒たちが自身を守るための知識を深めることにより、闇バイトへの関与を未然に防ぐことができると考えています。

採択された意見書

発議第1号

「訪問介護の基本報酬引下げを見直し、介護報酬引上げの再改定を求める意見書」

【全会一致修正可決】

意見書は
コチラ



身体介護や生活援助などの訪問介護は、独居の高齢者をはじめ、在宅での要介護者や家族の生活を支えるうえで欠かせないサービスですが、令和6年度の介護報酬改定により、訪問介護の基本報酬が4月から引き下げられたことにより、訪問介護事業所の休止・廃止が相次いでいます。この状況に鑑み、訪問介護事業の基本報酬の引き下げを見直し、介護事業を十分に支えることのできる報酬となるよう再改定を強く求める意見書を国の関係機関に提出しました。

発議第2号

「再審法（刑事訴訟法の再審規定）」の改正を求める意見書

【全会一致原案可決】

意見書は
コチラ



人権国家を標榜する我が国にとって、冤罪の防止や冤罪被害の救済は重要な課題であり、これまでも数々の冤罪が後を絶たない状況下において、刑事訴訟法の再審規定（再審法）の整備は必要不可欠です。このことから、再審請求手続の審理の適正化に資する規定の整備、再審における警察・検察のすべての証拠の開示並びに再審開始決定に対する検察官の不服申立ての禁止を求める意見書を国の関係機関に提出しました。

2月12日の放課後、三郷中学校生徒会6名の皆さんと議会議員、そして町長をはじめ、町の幹部職員が出席し、三郷中学校の森本校長先生のコーディネートのもとディスカッションを開催しました。校内の選挙で選ばれた生徒会のメンバーは、学校づくりや自分たちの生活に関しても全員がしっかりと意見を持っていて、議会さながらのディスカッションとなりました。最後は、みんなで議場を見学しましたが、ひとりひとり議長席に座って満面の笑顔。未来の議会議員の姿がそこにあったように見えました。



三郷中学校生徒会・三郷町議会・三郷町ディスカッション
ZAKKUBARAN
を開催!!



- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|----|----------|----|----------|-----|--------|-----|---------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|
| 17日 | 例月現金出納検査 | 11日 | 南畑幼稚園入園式 | 10日 | 生駒郡町議会議長会 | 9日 | 三郷中学校入学式 | 5日 | 西部保育園入園式 | 31日 | 第2回臨時会 | 26日 | 老人福祉施設三室園組合議会 | 25日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 19日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 18日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 17日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 14日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 13日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 12日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 11日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 8日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 7日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 | 6日 | 王寺周辺広域休日応急診療施設組合議会 |
|-----|----------|-----|----------|-----|-----------|----|----------|----|----------|-----|--------|-----|---------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|-----|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|----|--------------------|

4月

3月

議会のうごき

審 議 結 果

○：賛成 ●：反対

令和7年第1回(3月)定例会(令和7年3月6日～17日)

議 案	審議結果	神 崎	吉 村	南 田	先 山	南	高 田	奥 山	木 口 屋	伊 藤	澤	辰 己
教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	原案同意	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	適任	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度三郷町一般会計補正予算(第8号)	原案可決	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第4号)	原案可決	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和6年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度三郷町一般会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度三郷町国民健康保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度三郷町介護保険特別会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算	原案可決	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和7年度三郷町下水道事業会計予算	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町コンプライアンス条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町国民健康保険税条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町水道事業の設置等に関する条例の廃止について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
令和5年度(繰)三郷中学校屋内運動場等空調設備工事請負変更契約の締結について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町道路線の認定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
奈良県広域水道企業団設立準備協議会の廃止に関する協議について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例の廃止について	原案可決	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○
損害賠償の額の決定に係る専決処分報告について	報告受理	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
【発議第1号】訪問介護の基本報酬下げを見直し、介護報酬引上げの再改定を求める意見書	修正可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【発議第2号】「再審法(刑事訴訟法の再審規定)」の改正を求める意見書	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【発議第3号】三郷町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【発議第4号】三郷町議会の個人情報保護に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【発議第5号】特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について	原案可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
【発議第6号】三郷町職員の分限に関する手続き及び効果に関する条例の一部改正について	取り下げ	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

議
長

※発議は、議員提案の議案です。※原則、議長は可否同数の場合のみ採決に加わります。

令和7年第2回(3月)臨時会(令和7年3月31日)

議 案	審議結果	神 崎	吉 村	南 田	—	南	高 田	奥 山	木 口 屋	伊 藤	澤	辰 己
三郷町信貴の湯温泉観光施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の廃止について	原案可決	●	●	○	—	○	○	○	○	○	○	議長